

運用体制について

前回部会では、計画策定後の運用体制について検討するよう意見が出された。

1) 都市計画課内での検討状況

上記指示を踏まえた都市計画課内での検討状況は以下のとおり。

① 事前協議や届出などの条例に基づく手続きの窓口(部課係)について

庁内での役割分担と具体的な手続きについては以下の表のとおりとする。

なお、まちづくり条例と良好な景観とみどりづくりを推進する条例の双方に基づいた手続きが必要な行為について、現在想定している手続きフローは参考資料1のとおり。

対象行為 条例	建築物の建築等・工作物の新設等	太陽光発電施設の新設等	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	屋外広告物の設置
良好な景観とみどりづくりを推進する条例	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市計画課
まちづくり条例	都市計画課	環境課	建築宅地課		

② 計画の運用体制について

- ・ 計画の進行管理は進捗確認シートにて行う。
- ・ あわせて、進捗共有のため、年1回関係課会議を開くこととする。必要に応じて、庁内会議にアドバイザーにも参加いただくこととする。

③ 景観とみどりのアドバイザーについて

- ・ 現在の部会委員を中心に、アドバイザーの人選を検討中。
- ・ アドバイザーが所掌する業務については、都市計画審議会およびまちづくり審議会との役割分担を踏まえ、次ページのとおり整理する予定である。
- ・ 条例に基づき、個々のアドバイザーに意見を求めることとなる。ただし、特定の日に招集するなどし、案件に対するアドバイザー総意として扱うこともできることとする。
- ・ 実際の運用に合わせ、報酬形態は日額とする予定。(白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の「その他のもの」として位置づけ、条例に定める他の非常勤のものの整合を図り、日額6,600円とする。)

	都市計画審議会	まちづくり審議会	景観とみどりのアドバイザー
設置 根拠	都市計画法 77 条の 2/ 白井市附属機関条例	白井市まちづくり条例第 45 条	白井市良好な景観とみどりを 推進する条例
本計画 に関連 する事 務	- 都市緑地法第 4 条第 1 項の規定に基づく基本計画の改定、推進等について調査審議すること。 - 景観法第 8 条第 1 項の規定に基づく景観計画の改定、推進等について調査審議すること。	- 市長の諮問に応じ、白井市まちづくり条例に基づくまちづくりに関する事項（実績例） - 地区まちづくり計画の策定 - まちづくり条例に基づく事前協議書に係る意見書への対応	- 法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項又は第5項の規定による命令に関する助言 - 法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定に関する助言（以下、必要に応じて） - 景観とみどりの基本計画の変更をするとき。 - 条例の規定による事前協議をするとき。 - その他市長が良好な景観とみどりづくりを推進するために必要と認めるとき。

2) 庁外の動向

庁内や既存の組織体制とは別に、印西市・白井市が共に全国初の「ランドスケープ・マネジメント・センター（LMC）」を設立している。「ランドスケープ・マネジメント・センター（LMC）」については参考資料2のとおり。